

マスコミ関係各位

2017年11月29日

## 消費生活相談の解決や生活困窮者の支援における新しいタイプの条例 滋賀県野洲市「くらし支え合い条例」の1年間を検証 1月6日(土) 公開講座 開催

滋賀県野洲(やす)市の「くらし支えあい条例」が2016年10月に施行され、1年が経過したのを機に、同市でどのような実務が行われているかについて検証します。「くらし支えあい条例」は、消費生活分野と生活困窮分野を兼ね備える新しいタイプの条例です。全国初の訪問販売業者の登録制を実施し、市内の団体、企業とネットワーク協定を結んで見守りが必要な一人ひとりをきめ細かくフォローするなどの試みに、各地の自治体から高い関心が寄せられています。

明治学院大学法学部では、圓山茂夫准教授がこの条例のヒアリングに参加したことから、主に関東地方の消費者行政関係者、社会福祉関係者に向けて、この条例の内容と1年間の実践を紹介する公開講座を開催します。

野洲市でこの条例を立案、運用している実務担当者を招き、聞き手とのやりとりで、詳しく話を伺います。また、地方自治体の消費者行政や生活困窮行政に明るい識者のコメント、会場の質問などを交えて討議を行います。

ぜひこの公開講座の告知および取材をしていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

### 公開講座「滋賀県野洲市のくらし支え合い条例の1年間を検証する」

日時：2018年1月6日(土) 13時00分～16時30分

場所：明治学院大学 白金キャンパス 2号館 2階 **2301教室** (東京都港区白金台1-2-37)

内容：(1) くらし支えあい条例の制定の経緯

(2) 消費生活分野の内容と1年間の実践

訪問販売業者の登録制、事業者に対する行政処分を国に委託して行うなどの試み

(3) 生活困窮分野の内容と1年間の実践

見守りネットワークの協定、要配慮購入者情報の提供を受け活用するなどの試み

(4) 質疑応答

話し手：生水 裕美(野洲市市民生活相談課)、久保田 直浩(野洲市市民生活相談課)

コメンテーター：石戸谷 豊(弁護士、東京都消費生活対策審議会委員、鎌倉市消費生活委員会委員)

新保 美香(明治学院大学社会学部教授、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会委員)

聞き手：圓山 茂夫(明治学院大学法学部准教授)

参加費用(資料代等)：1000円(当日持参) 定員：200名

申込み：氏名(ふりがな)・所属・連絡先を記入し、本学法律科学研究所へ FAX またはメールしてください。

問合せ先：法律科学研究所 Tel: 03-5421-5209 Fax: 03-5421-5692 Eメール：[law@law.meijigakuin.ac.jp](mailto:law@law.meijigakuin.ac.jp)

取材のお問合せは…明治学院大学 総合企画室広報課 担当：圓道、濱口

〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37

Tel: 03-5421-5165(直通) Fax: 03-5421-5185

koho@mguad.meijigakuin.ac.jp <http://www.meijigakuin.ac.jp>